
3016. 別送品輸出申告

業務コード	内 容
UEC	別送品輸出申告

1. 業務概要

通関業者が「別送品輸出申告事項登録（UEA）」業務後に別送品輸出申告、搬入時申告の旨の登録及び開庁時申告の旨の登録を行う。

(1) 本業務では以下の申告条件が入力可能である。

コード	申告条件	備考
なし	通常申告	搬入時申告または開庁時申告による自動起動を含む。
I	貨物搬入時に別送品輸出申告を自動起動する旨の登録（以下、搬入時申告）	搬入時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	翌平日の予め定められた時刻に別送品輸出申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時申告）	開庁時申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

(2) 本業務は以下の時間帯にて実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
開庁時申告	税関開庁時間外	
搬入時申告	時間帯を問わない	

(3) 税関開庁時間外における時間外執務要請届を利用した申告について

申告条件「なし」の場合は、時間外執務要請届の届出時間帯であれば、申告を行うことができる。

申告条件「I」の場合は、貨物の搬入前に時間外執務要請届を行っておくことで、時間外執務要請届の届出時間帯に貨物の搬入がされれば、申告が自動で受理される。

(4) 登録内容に基づき審査区分を選定する。

2. 入力者

通関業

3. 制限事項

なし。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②別送品輸出申告DBに登録されているUEA業務を行った通関業者と同一であること。
- ③貨物情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。
- ④システムに通関士として登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 別送品輸出申告DBチェック（○：チェックを行う）

通：通常申告、搬：搬入時申告の登録、開：開庁時申告の登録

項番	チェック条件	通	搬	開
1	別送品輸出申告番号が別送品輸出申告DBに存在すること。	○	○	○
2	別送品輸出申告事項の登録が完了した状態であること。	○	○	○
3	別送品輸出申告がされていないこと。	○	○	○
4	搬入時申告の旨の登録がされていないこと。		○	○
5	開庁時申告の旨の登録がされていないこと。		○	○
6	本業務を行おうとする日がU E A業務で入力された出港予定年月日を過ぎていないこと。	○	○	○

(4) 時間外執務要請届DBチェック

通常申告が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

①当該申告者分の時間外執務要請届（届出種別：別送品）DBが存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(5) 税関開庁時間チェック

開庁時申告の場合は、本業務実施時間が税関の開庁時間外であること。

(6) 貨物情報DBチェック（○：チェックを行う）

登録されている輸出管理番号について以下のチェックを行う。

項番	チェック条件	通	搬	開
1	輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。	○	○	○
2	輸出貨物であること。	○	○	○
3	以下の項目について別送品輸出申告DBに登録されている内容と一致すること。 ①貨物個数 ②個数単位コード ③蔵置場所（搬入予定先）	○	○	○
4	搬入（予定）先が1カ所であること。	○	○	○
5	本船扱い貨物またはふ中扱い貨物でないこと。	○	○	○
6	コンテナ扱い申出中またはコンテナ扱い適用済でないこと。	○	○	○
7	仕分けの親となっていないこと。	○	○	○
8	仕合せの親となっていないこと。	○	○	○
9	見本持出許可申請中でないこと。	○		○
10	訂正保留となっていないこと。	○		○
11	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○	○
12	以下の登録がされていないこと。 ①「亡失届受理」 ②「滅却承認」 ③「現場収容」 ④「税関内収容」 ⑤「その他の搬出承認」	○	○	○
13	貨物手作業移行されていないこと。	○	○	○
14	自動起動による申告（搬入時申告及び開庁時申告）の場合は、税関への通知を要する事故が登録されている貨物（税関による事故確認登録がされている貨物を除く）でないこと。	○		○
15	特定輸出貨物の旨が登録されていないこと。	○	○	○
16	搬入予定先がシステム参加保税地域*1であること。		○	

(* 1) システム参加保税地域とは、システムに参加している保税地域をいう。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合に処理結果コード「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、「00000-0000-0000」以外の処理結果コードを設定の上、処理結果通知出力処理を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告条件切り替え処理

(A) 搬入時申告の旨の登録時に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、通常申告に切り替え、処理を継続する。

(B) 搬入時申告の旨の登録後に、貨物が税関の開庁時間外に搬入確認登録された場合は、以下の通り処理する。

①時間外執務要請届がされている場合は、起動された時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であれば、申告が自動起動される。

②上記①以外は、開庁時申告の旨の登録が行われ、翌平日の予め定められた時刻に自動起動される。

なお、翌平日の予め定められた時刻を待たずに申告を行うには、時間外執務要請届がされた後、本業務にて申告を行う。

(3) 審査区分選定処理

通常申告の場合は、登録内容に基づき審査区分を選定する。

(4) 利用者用整理番号の払出し処理

通常申告の場合で、利用者用整理番号の付与が必要である旨がシステムに登録されている入力者の場合は、その利用者単位の通番を払い出す。

(5) 保税運送期間設定処理

通常申告の場合で、許可となった場合は、「通関蔵置場を管轄する税関」と「輸出許可貨物の積込港を管轄する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。

(6) 別送品輸出申告DB処理

手続きの状況を別送品輸出申告DBに登録する。

(7) 貨物情報DB処理 (○：処理を行う)

項番	処理内容	通	搬	開
1	手続きの状況を貨物情報DBに登録する。	○	○	
2	以下の項目に関して、貨物情報DBに登録されている情報と別送品輸出申告DBに登録されている情報が異なる場合は、別送品輸出申告DBに登録されている情報を貨物情報DBに登録する。			
	①積載予定船舶コード	○		
	②積載予定船名	○		
	③出港予定年月日	○		
	④積込港コード	○		
	⑤荷送人名	○		

(8) 時刻起動電文DB処理

①通常申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

②開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

(9) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
別送品輸出申告控情報	通常申告の場合	入力者
別送品輸出申告情報（レ コード）	通常申告の場合	税関（別送品担当部門）